

学習院女子大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学学則（以下「学則」という。）第41条に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 学習院女子大学（以下「本学」という。）卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学教員の指導のもとに、特定の専門事項についての研究を願い出たときは、本学教授会（以下「教授会」という）の承認を経て研究生となることができる。

2 研究生は、指導教員の研究指導を受けなければならない。

(研究期間)

第3条 研究期間は1年とし、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(単位の認定)

第4条 研究生には、単位の認定は行わない。

(出願手続き)

第5条 出願する者は、出願要項に記載する期日までに、次の書類等を提出しなければならない。

- 一 研究生願（所定の用紙）
- 二 最終学校の卒業又は修了証明書及び学業成績証明書
- 三 履歴書（市販用紙、最近3か月以内撮影の写真添付）
- 四 最終学校教員推薦書

2 前項の規定にかかわらず、本学卒業生については、第2号から第4号までの書類の提出を免除する。ただし、卒業後1年以上経過した者は、第1号及び第3号の書類を提出しなければならない。

(研究指導料)

第6条 研究生として許可された者は、以下に掲げる費用の全額を4月末日までに納入しなければならない。

- 一 学則別表6に定める研究指導料
- 二 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあってはその経費

2 前項の手続きを完了した者には、研究生証を交付する。

(規則の遵守)

第7条 研究生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。